岡崎市排水設備工事店取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎市排水設備工事店規程(平成26年岡崎市上下水道局管理規程第2号。以下「管理規程」という。)に定める排水設備工事店の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において「処分等」とは、管理規程第11条に規定される指定 の取消し、6箇月を超えない範囲内においての指定の効力の停止又は文書に よる警告をいう。
- 2 前項のほか、この要綱において使用する用語は、管理規程において使用する用語の例による。

第2章 排水設備工事店

(必要な機械器具の基準)

第3条 管理規程第3条第1項第2号の必要な機械器具は、別表1のとおりとする。

(事業所に必要な設備の基準)

第4条 事業所は、別表2に記載されているすべての設備を有していなければ ならない。

(排水設備工事店の申請)

- 第5条 管理規程第4条第1項に規定する申請書は、排水設備工事店指定申請書(様式第1号)とする。
- 2 管理者は、管理規程第4条第2項各号の規定により添付する書類の他、必要に応じて次に掲げる書類の添付を求めることができる。
 - (1) 事業所と異なる場所に資材置き場等がある場合において、それらの平面図及び付近見取図
 - (2) 法人であって、定款若しくは履歴事項全部証明書に記載されていない事業 所等について指定を受けようとする場合において、指定を受けようとしてい る事業所等の事業所証明書
 - (3) 個人にあっては、事業を営んでいることを証明できるもの (指定店証)
- 第6条 管理規定第5条第1項の排水設備工事店指定証は、様式第2号とする。
- 2 管理規程第5条第4項に規定する再交付の申請は、排水設備工事店指定証 紛失等届出書兼再交付申請書(様式第3号)により行う。

(変更等の届出)

第7条 管理規程第6条第1項の変更届は、排水設備工事店指定事項変更届出

書(様式第4号)とする。

2 管理規程第6条第3項の届出は、排水設備工事店資格要件喪失届(様式第 5号)により行う。

(廃止等の届出)

第8条 管理規程第7条の届出は、排水設備工事店廃止(休止・再開)届出書 (様式第6号)により行う。

(排水設備工事の手直し指示)

第9条 管理規程第8条の2の規定による指示は、排水設備工事店手直し指示 書(様式第7号)により行う。

(指定の取消し等処分基準及び決定)

- 第10条 管理規程第11条(第1号および第7号を除く。)に違反した場合、管理者は排水設備工事店に対して、文書による警告、6箇月を超えない範囲内において指定の効力の停止又は指定の取消の処分等を行う。
- 2 管理者は、別表に規定する違反行為を排水設備工事店が行ったことを把握 した場合には、当該排水設備工事店に対し確認書(様式第8号)を送付し、 送付日から 14 日を経過した日(以下「基準日」という。)に違反行為に対応 した点数を付するものとする。
- 3 文書による警告を経ず違反点数の累計が10点に達した場合は、上限を9点とし、文書による警告とする。ただし、別表に規定する違反項目「上記以外で、管理者が指定工事店として不誠実な行為と認めたとき」に違反した場合又は市民等に影響が特に大きい違反かつ上下水道局の円滑な事務遂行に支障がある違反と管理者が認めた場合は、文書による警告を経ず処分することができる。
- 4 累計点数が所定の点数に至った場合、処分等に関する基準(以下「基準」 という。)は、まず別表4を適用し、原則として文書により警告を実施した後、 指定停止処分を行う。
- 5 前項に規定する指定停止期間中及び指定停止期間満了日の翌日から 1 年以内に違反行為があった場合は、別表 5 を適用するものとし、累積点数に応じて指定停止処分または指定の取消し処分を行う。
- 6 第2項の規定により付された点数は、次の各号のいずれかに該当した場合 は消滅し、累積されないものとする。
 - (1) 基準日から1年を経過したとき
 - (2) 指定の効力が停止されたとき
 - (3) 指定が取り消されたとき (処分等の通知)
- 第11条 管理者は、処分等を決定したときは、当該排水設備工事店に対し、岡崎市排水設備工事店処分等決定通知書(様式第9号)により速やかに通知す

る。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は上下水道部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年9月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前にした行為に対する指定の取消し等の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前にした行為に対する指定の取消し等の適用については、なお従前の例による。

処分項目(違反行為)		
管理者の承認を受けて いない排水設備工事に 着手したとき (管理規 程第8条第2項第4 号、第11条第4号違反)	指定の効力停止中に着手した とき	20 点
	下水道使用料の遡り請求を伴うとき	8点
	下水道使用料の遡り請求を伴 わないとき	4点
工事の全部又はその主たる部分を第三者に一括して委託し、請け負わせたとき。また、自己の名義を他人に使用させたとき(管理規程第8条第2項第2号、第3号違反)		4 点
排水設備工事を責任技術者の監理の下において、設計 及び施工しなかったとき(管理規程第8条第2項第5 号違反)		4点
正当な理由なく、検査手直し指示書で指定された期限 までに再検査を受けなかったとき(管理規程第8条の 2違反)		4点
排水設備工事検査届を、工事完了後5日以内に提出しなかったとき(条例第11条、岡崎市農業集落排水処理施設条例(平成7年岡崎市条例第42号)第12条違反)		1点
排水設備工事店の指定事項に異動があったときから1 月以内に変更の書類を提出しなかったとき。また、指定 事項の変更に際し、虚偽の届出をしたとき(管理規程第 6条第1項違反)		1 点
正当な理由なく、責任技術者が完了検査に立ち会わなかったとき(管理者が求めた場合に限る。)(管理規程第9条違反)		1点
上記以外で、管理者が指定工事店として不誠実な行為 と認めたとき		管理者が決定

- 注1 承認した工事を行うにあたり、複数の違反行為を確認した場合は、処分項目ごとの点数を付す。
- 注2 開発区域内において複数個所で同一の項目の違反行為を確認した場合は、1回の違 反行為とみなす。
- 注3 排水設備工事検査届の提出について、やむを得ない理由により工事完了日から5日 以内の提出が困難である場合は、理由書を添付し、管理者が認めた場合に限り、工事完 了日から1か月以内に提出された場合に点数の付与を免除することができる。

別表4

累計点数	処分等の内容
5点	文書による警告
10点	指定の効力停止 (1か月間)
15点	〃 (3か月間)
20点	" (6か月間)

別表 5

累計点数	処分等の内容
8点	指定の効力停止(3か月間)
15点	〃 (6か月間)
20点	指定の取消し